

品質保証規定

お客様が日本国で入手されたこのMicrosoft製品（以下「本ソフトウェア製品」といいます）に関しては、以下の保証のみが適用されます。以下に特別の記載のない限り、Microsoftとは、Microsoft Corporationを指すものとします。本ソフトウェア製品の保証に関する事項は、マイクロソフト アジア リミテッドを通じてのみ対処されるものとします。なお、この保証規定は、日本国内のみに有効なものとなります。

1. 品質保証

- (a) Microsoftは、本ソフトウェア製品が付属の製品マニュアルに従って実質的に動作しない場合または本ソフトウェア製品の媒体またはマニュアルに物理的な瑕疵がある場合にお買い上げ後90日間に限り、本ソフトウェア製品に付随してMicrosoftより提供されるハードウェアについては物理的、または製造上の瑕疵がある場合にお買い上げ後1年間に限り、Microsoftの判断に基づき、交換、修補または代金返還のいずれかにより対応するものとします。ただし、この製品に再頒布可能コンポーネントまたは再頒布可能ファイル（ランタイムファイル、ランタイムモジュール、サンプルアプリケーション、サンプルコード、MFC、再頒布可能モジュール、再頒布可能コードなど）が含まれている場合には、再頒布可能コンポーネントおよび再頒布可能ファイルについては、現状のままで提供されるものであり、Microsoftは、これについて何等保証していません。本(a)項の上記の条件は、これらの再頒布可能コンポーネントおよび再頒布可能ファイルには適用されません。
- (b) 上記(a)項のいずれかの対応も、お客様が本ソフトウェア製品の領収書（または購入を証するもの）とともに本ソフトウェア製品をMicrosoftに返却された場合にのみ提供されます。
- (c) 上記(a)項の事態が火災、地震、第三者による行為その他の事故、お客様の故意若しくは過失、誤用その他異常な条件下での使用において生じる等Microsoftの責に帰さない理由により生じた場合、Microsoftは、保証の責任を負わないものとします。なお、以下に定める場合も保証の対象とはなりません。
- ・お客様による入手後の輸送、移動、落下、その他の衝撃による故障
 - ・改造、不当な修理、その他の取扱いが適切でなかったことによる故障
 - ・ハードウェアに関わる部品の紛失
 - ・ハードウェアが接続されている他社製品の故障、不具合に起因する故障
- (d) ハードウェアの保証期間満了後の障害、故障につきましては、Microsoftの判断により、有償にてMicrosoftは修理をいたします。
- (e) 交換または修補後の製品の保証期間は、元の保証期間の残存期間の満了日または交換・修補された製品の引き渡し後30日間の満了日のいずれか遅く到来する日までとします。
- (f) Microsoftは、本ソフトウェア製品、本ソフトウェア製品の媒体またはマニュアル、印刷物、本ソフトウェア製品に付随してMicrosoftより提供されるハードウェアに関して、商品性および特定の目的に対する適合性を含む本保証規定に規定されていないその他の保証を、明示したと黙示したとを問わず一切いたしません。
- (g) 法律上の請求の原因の種類を問わず、いかなる場合においても、Microsoftおよびその供給者は、この製品の使用または使用不能から生ずる本保証規定に規定されていないいかなる他の損害（逸失利益、事業の中断、事業情報の喪失またはその他の金銭的損害を含むがこれらに限定されません）に関して、一切責任を負わないものとします。例えMicrosoftがかかる損害の可能性について知らされていた場合でも同様です。いかなる場合においても、本保証規定に基づくMicrosoftの責任は、本ソフトウェア製品についてお客様が実際に支払った金額を上限とします。

2. 保証書

- (a) ハードウェアには保証書が添付されていることがあります。以下の場合、保証書および本保証規定は無効となり、適用されません。
- ・保証書の提示が無い場合
 - ・記入洩れのある場合
 - ・保証書を改竄した場合
- (b) 保証書の再発行はいたしておりません。本ソフトウェア製品と共に大切に保管なさってください。

製品名 : Microsoft® Office XP Personal Step by Step Interactive 日本語版
ライセンス数 : 1ライセンス

使用許諾契約書

重要一以下のライセンス契約書をお読みください。本使用許諾契約書（以下「本契約書」といいます）は、上記記載のマイクロソフトソフトウェア製品（以下「本ソフトウェア製品」といいます）に関してお客様（個人または法人のいずれであるかを問いません）とMicrosoft Corporation（以下「マイクロソフト」といいます）との間に締結される法的な契約書です。本ソフトウェア製品にはそれに関連した媒体、印刷物（マニュアルなどの文書）、および電子文書を含みます。本ソフトウェア製品には、本ソフトウェア製品の最初のコピーを取得された後で提供されるソフトウェアのアップデート、アドオンコンポーネント、Web サービス、または追加機能に別途の使用許諾契約書または使用条件が付属していない限りそれらも含まれます。本ソフトウェア製品をインストール、複製、ダウンロード、アクセスまたは使用することによって、お客様は本契約書の条項に拘束されることに同意されたものとします。本契約書の条項に同意されない場合、マイクロソフトは、お客様に本ソフトウェア製品のインストール、複製、ダウンロード、アクセスまたは使用のいずれも許諾できません。そのような場合、未使用の本ソフトウェア製品の返還手続に関しては、本コンピュータ（以下に定義）の製造者に速やかにご連絡ください。

プレインストール用ソフトウェア製品ライセンス

本ソフトウェア製品は、著作権法及び著作権に関する条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。本ソフトウェア製品は許諾されるもので、販売されるものではありません。

1. ライセンスの許諾 本条項は、本ソフトウェア製品をインストールおよび使用をお客様の一般的な権利を説明するものです。本条項に記載されている、お客様に許諾された権利は、本契約書のその他のすべての条項および条件に準拠します。

●本ソフトウェア製品のインストールおよび使用に関するライセンスの許諾

本契約書に明白に規定されている場合を除き、お客様は、本ソフトウェア製品のコピー1部を本ソフトウェア製品と共に入手した特定のコンピュータ（以下「本コンピュータ」といいます）のみに、インストールして使用することができます。本ソフトウェア製品を、ワークステーション、端末またはその他の電子デバイスを含む、異なるコンピュータ（以下総称して「デバイス」といいます）にインストールしたり、それらから呼び出すことはできず、また、異なるデバイスに表示する、異なるデバイスで実行する、または異なるデバイスで共有したり同時に使用することはできません。本ソフトウェア製品のライセンスを共有することはできません。

●サブスクリプション製品のインストールおよび使用に関する一般的なライセンスの許諾

本契約書に明白に規定されている場合を除き、お客様は、本ソフトウェア製品（以下「本サブスクリプション製品」といいます）が許諾された場合、前項のライセンスの許諾ではなく、以下の許諾事項がお客様に適用されます。お客様は、本サブスクリプション製品のコピー1部を特定の1台のデバイスにインストールして、サブスクリプションの期間中使用することができます。お客様は、サブスクリプションの期間中に限り、下記に明記されている追加のライセンスの権利も行使することができます。最初のサブスクリプション期間は、本サブスクリプション製品のコピーを最初にアクティブにした日に始まり、365日後に終了します。サブスクリプションを更新または延長しない限り、サブスクリプションの期間が終了した後は本サブスクリプション製品を使用することはできません。サブスクリプションを更新または延長しない限り、本サブスクリプション製品を元のサブスクリプションの終了日を超えて指定された期間中引き続き使用することができます。特に規定されていない限り、その後の更新期間中も、本契約書のすべての条項および条件が本サブスクリプション製品の使用に引き続き適用されます。サブスクリプションが終了した後でも、本サブスクリプション製品を使用して作成したドキュメントを開いたり、表示、印刷することができます。

●本メディア要素に関する追加のライセンス許諾

本ソフトウェア製品は、特定の写真、クリップアート、アニメーション、音声、音楽、およびビデオクリップ（以下総称して「本メディア要素」といいます）を含んでいる場合があります。以下の条項は、その場合の本メディア要素に関するお客様の権利を説明するものです。

- ・ 条項で規定されている場合を除き、お客様は本メディア要素を使用、複製、改変して、お客様のWebサイトを含めたお客様のソフトウェア製品またはサービスの一部として、本メディア要素のコピーをその改変したものと共に頒布することができます。
- ・ お客様は、以下のことを行うことはできません。
- ・ お客様は、本メディア要素のコピーを単独で、または本メディア要素が製品またはサービスの主要な価値である、コレクション、製品またはサービスの一部として、販売、許諾、もしくは頒布することはできません。
- ・ お客様は、特定できる個人、政府、ロゴ、イニシャル、エンブレム、商標もしくは企業に関係した本メディア要素を商業目的で使用または頒布すること、またはある製品、サービス、企業もしくは活動の推奨を意味したり、ある製品、サービス、企業もしくは活動との間のつながりを意味する方法で本メディア要素を使用または頒布することはできません。
- ・ お客様は、本メディア要素を使用して、悪意または公序良俗に反する作品を作成してはいけません。
- ・ お客様は、お客様によって改変された本メディア要素の使用または頒布の結果から生じる紛争、または訴訟について、マイクロソフトを免責、保護、補償するものとします（弁護士費用についての免責、保護、補償も含まれます）。
- ・ お客様は、本メディア要素のコピーを含むお客様の製品およびサービスに、有効なお客様自身の著作権表示を付さなければなりません。
- ・ お客様は、お客様の製品またはサービスの一部である場合を除き、第三者に本メディア要素のコピーの再頒布を許可することはできません。

●権利の帰属

本契約書に明示的に規定されていない権利はすべてマイクロソフトによって留保されます。

2. その他の権利と制限

●コピープロテクト

本ソフトウェア製品では、本ソフトウェア製品の不正コピーを防ぐためにコピープロテクト技術が使用されている場合があります。その場合、デバイス上で本ソフトウェア製品のオリジナルの媒体を保有する必要があります。本ソフトウェア製品の不正コピーを作成することは違法です。また、一定のコピープロテクト技術の技術回避する機能を有する装置またはプログラムを使用して、本ソフトウェア製品で使用されているコピープロテクト技術の技術回避して、本ソフトウェア製品を複製することも違法です。更に、コピープロテクト技術の技術回避するかかる装置またはプログラムを使用して本ソフトウェア製品を複製することは、私的目的の複製であっても、著作権法上禁止されており、本ソフトウェア製品がかかる装置またはプログラムを使用して複製されたという事実を知っている場合には、その複製物を複製することも違法となります。

●リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルの制限

お客様は、本ソフトウェア製品をリバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルすることはできません。ただし、適用される法律により明示に許可されている場合はこの限りではありません。



Microsoft

Microsoft